

大  
館  
市

# 農業委員会 だより

第65号

平成29年9月1日発行

新しい農業委員と  
農地利用最適化推進委員の  
顔ぶれが決まりました



えだまめ 収穫

「親子枝豆もぎ取り体験会」のひとコマ（開催日7月29日 会場：櫃崎地区）

# 新たな船出



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

皆様には大館市農業委員会の活動にご理解を頂き、深くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり私たちは、改正農業委員会法によって、農業委員19名、新たに設置された農地利用最適化推進委員18名の総勢37名での活動をスタートすることになりました。

農業委員会組織には、担い手が利用する農地面積の割合を拡大することを目的に、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となり、これまでの農業委員会活動を農業委員会としての決定行為と各地域での活動の二つに分け、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的に強固に位置づけられたものです。

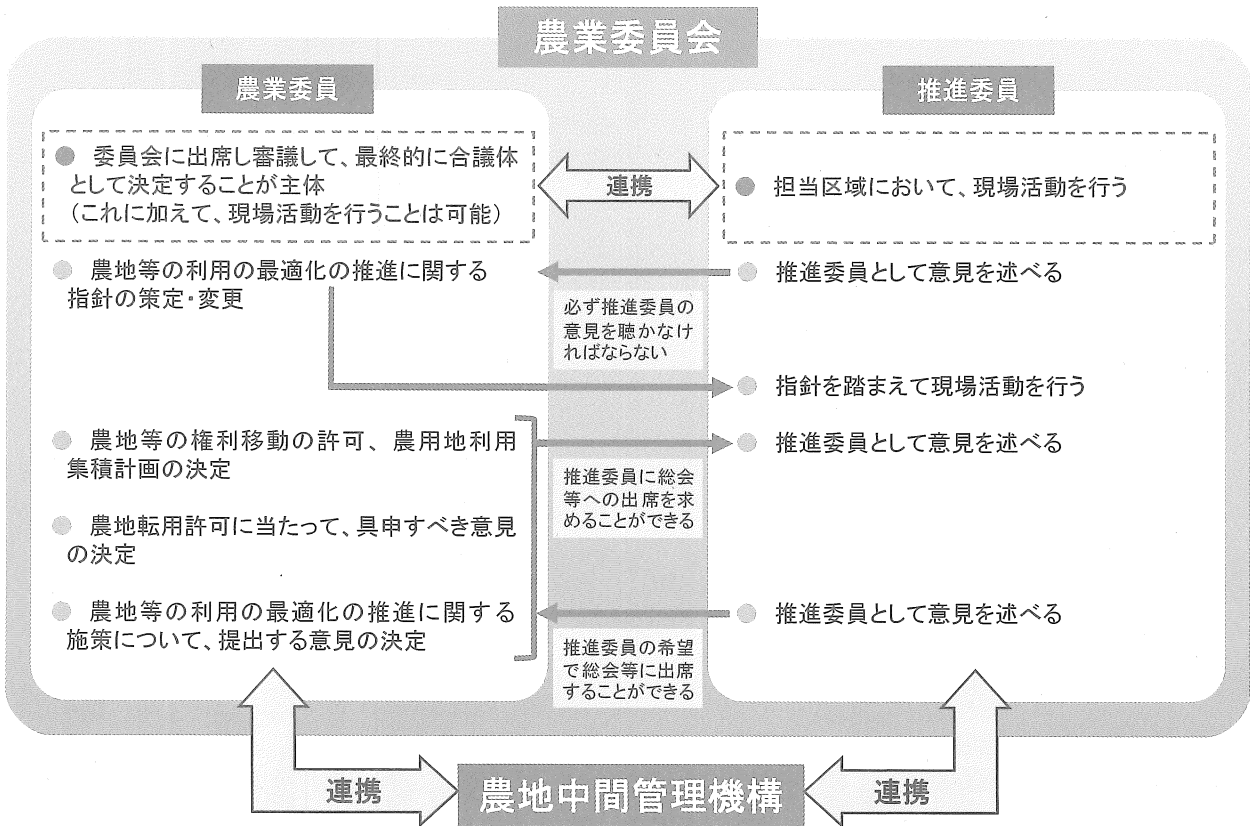
農業委員会の担う役割は、これまで以上に大きくなると思われませんが、皆様の期待に応えるべく、農業委員会一丸となって農業委員会活動に取り組んでいく所存です。

制度改正後、最初の農業委員会として、今後の農業委員会活動の規範となる、新たな道筋をつけていかなければならないと決意するとともに、大館市農業の発展に努めてまいりますので、これまで通り、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 農業委員と農地利用最適化推進委員について

農業委員会等に関する法律の一部改正で、農業委員会が、「農地利用の最適化」をより良く果たせるようにするために、次のとおり役割が分担されました。

農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担



# 新しい農業委員が決定しました

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が選挙制から市長の選任制に変更されました。7月20日（木）に委嘱状交付式が行われ、市長から委嘱された19人の農業委員が誕生しました。交付式終了後に選任後最初の総会を開催し、会長、会長職務代理者、各小委員会の委員等を選任し、新体制がスタートしました。

委員の任期は、本年7月20日から平成32年7月19日までの3年間です。よろしくお願ひします。

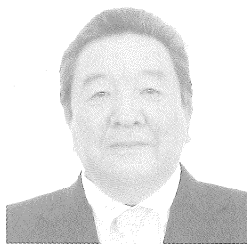


農業委員委嘱状交付式の様子

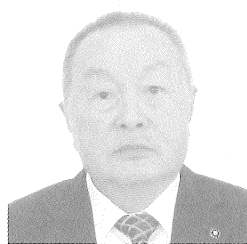
氏名  
 ①居住区の行政区  
 ②所属小委員会（◎委員長、○副委員長）



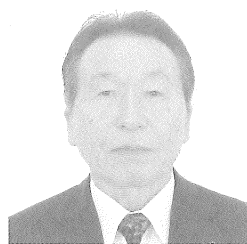
あぶかわ こ  
**虻川 マキ子**  
 ①高戸谷  
 ②総務



あだち ひでき  
**安達 英樹**  
 ①下村  
 ②総務



あべ ゆきみ  
**安部 幸美**  
 ①餅田2区  
**会長職務代理者**



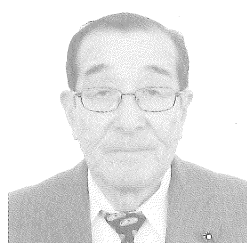
いとや よしえもん  
**糸屋 由衛門**  
 ①中山  
**会長**



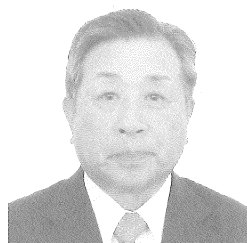
こばやし ひろき  
**小林 大樹**  
 ①小坪川原  
 ②農地調整



きじや かずあき  
**木次谷 和明**  
 ①葛原  
 ②総務



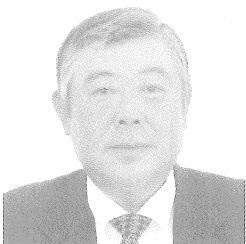
いとう のぼる  
**伊藤 昇**  
 ①小館町  
 ②総務◎



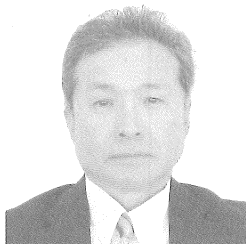
いしやま げんいち  
**石山 元一**  
 ①赤坂  
 ②総務○



あべ しげのぶ  
**阿部 重信**  
 ①大葛  
 ②総務



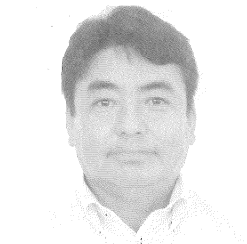
とがし えいえつ  
**富樫 英悦**  
 ①板沢  
 ②農業振興◎



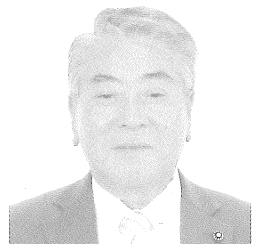
たむら ひでお  
**田村 秀雄**  
 ①田茂の木  
 ②農業振興



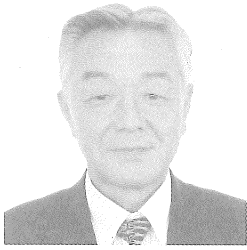
すがわら かずひさ  
**菅原 和久**  
 ①釣田  
 ②農業振興



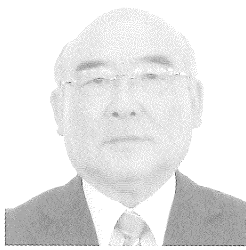
すがわら かずなり  
**菅原 一成**  
 ①笹館  
 ②農業振興



さいとう しげはる  
**斎藤 重春**  
 ①黒沢  
 ②農業振興○



わたなべ ひさお  
**渡邊 久雄**  
①五日市上  
②農地調整◎



まつざわ こうさく  
**松澤 耕策**  
①寺崎  
②農地調整



ふじもり ひさと  
**藤盛 久登**  
①本郷上  
②農地調整○



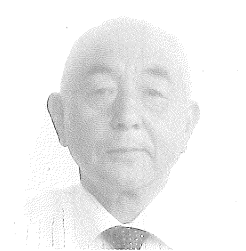
はたけやま いちこ  
**畠山 市子**  
①曲田  
②農地調整



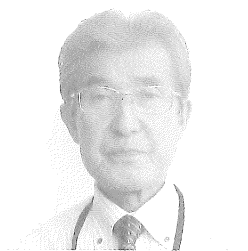
なりた れいこ  
**成田 レイ子**  
①大森  
②農業振興



まるおか のぶお  
**丸岡 信雄**  
①立花2区



さとう けんいち  
**佐藤 謙一**  
①川口5区



いしがき ただひろ  
**石垣 忠廣**  
①小茂内

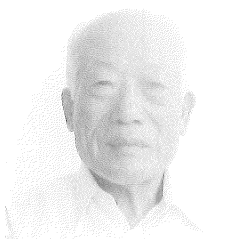
第1地区  
(旧大館町・長木・下川治地域)

注：①は居住区の行政区

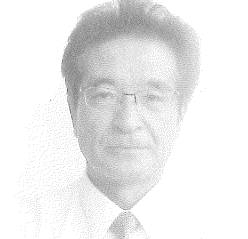
農地利用最適化推進委員が決まりました  
6地区 18人の推進委員は次のとおりです



はたけやま よねぞう  
**畠山 米藏**  
①松峰

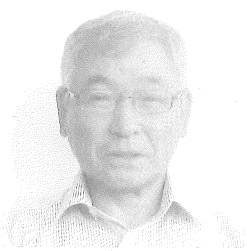


たやま こういち  
**田山 弘一**  
①沼館1区



あさり みずほ  
**浅利 瑞穂**  
①大森

第2地区  
(釈迦内・花矢地域)



はたけやま かおる  
**畠山 薫**  
①曲田

第4地区  
(上川治・十二所地域)



なかざわ のぶひと  
**仲澤 信仁**  
①小坪川原

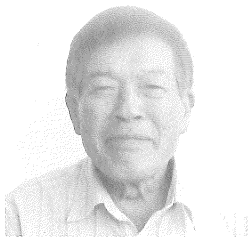


とがし たかひろ  
**富樫 覚**  
①本宮

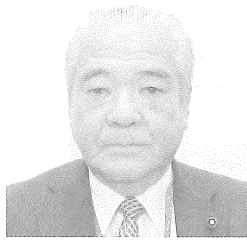


あぶかわ しょうじ  
**蛇川 正治**  
①櫃崎

第3地区  
(二井田・真中地域)



はたけやま ひでよし  
**畠山 秀義**  
 ①板戸



きたむら てつまさ  
**北村 鉄正**  
 ①味噌内下

(旧比内町地域)  
**第5地区**



ふじわら たかし  
**藤原 孝**  
 ①沢山



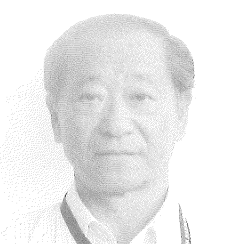
はたけやま とよみ  
**畠山 豊実**  
 ①別所



まえだ ちかさ  
**前田 主幸**  
 ①茂屋



はなた しゅうじ  
**花田 昭治**  
 ①深岱



おがさわら つねよし  
**小笠原 恒義**  
 ①外川原

(旧田代町地域)  
**第6地区**



わたなべ しゅういち  
**渡邊 修一**  
 ①向田

## 総会開催・申請受付日程

大館市農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等をしようとする方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

平成29年9月から平成30年7月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	転用申請届出受付締切日	各種申請届出受付締切日 (転用以外)	転用等現地調査日
平成29年9月14日(木)	8月25日(金)	8月30日(水)	9月5日(火)
平成29年10月16日(月)	9月25日(月)	9月28日(木)	10月5日(木)
平成29年11月14日(火)	10月25日(水)	10月30日(月)	11月7日(火)
平成29年12月8日(金)	11月24日(金)		12月1日(金)
平成30年1月16日(火)	12月25日(月)		1月10日(水)
平成30年2月15日(木)	1月25日(木)	1月30日(火)	2月6日(火)
平成30年3月15日(木)	2月26日(月)		3月6日(火)
平成30年4月12日(木)	3月26日(月)	3月29日(木)	4月5日(木)
平成30年5月15日(火)	4月25日(水)		5月8日(火)
平成30年6月14日(木)	5月25日(金)	5月30日(水)	6月5日(火)
平成30年7月11日(水)	6月25日(月)	6月28日(木)	7月3日(火)

※総会開催日は変更になる場合があります。

# 老後の備えは国民年金プラス 農業者年金に加入を

## 加入条件は

**国民年金  
第1号被保険者**  
※国民年金保険料納付免除者を除く

**年間60日以上  
農業に従事**

**20歳以上  
60歳未満**

- 保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に決められます。
- 年金は生涯支給されます。
- 節税効果が期待できます。(保険料は全額社会保険料控除)
- 農業の担い手には国から保険料の補助があります。  
※青色申告をしている認定農業者などが対象となります。また39歳までの加入が条件です。



農業者年金の加入申込みやお問い合わせはお近くの JA または 農業委員会事務局まで

## 全国農業 新聞

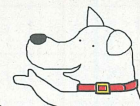
発行：毎週金曜日・自宅直送  
B3版8～10ページ  
購読料：月700円(送料とも)  
お申し込みは農業委員会事務局まで

## 農地パトロールを実施中！

農業委員会では、遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、すべての農地を対象として農地パトロール(利用状況調査)を実施します。農業委員や農地利用最適化推進委員が各地域を巡回し、お話を伺うこともありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

## 転用の相談は農業委員会へ

## 農業委員会からのお知らせ



農地法第3条に基づく農地の売買・贈与・貸借等には、農業委員会の許可が必要です。また、農地法第4条及び5条に基づく農地転用許可は、(農地を農地以外のものにすること)転用する農地の面積が4haを超える場合は秋田県が許可権限を有し、4ha未満の場合は大館市が許可権限を有しています。

申請や相談の窓口は農業委員会です。申請内容によっては許可できない場合もありますので、事前にご相談ください。また、荒廃した農地の相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。